

熊本県オーエスキー病防疫対策実施要領

第1 目的

この要領は、養豚の振興を図るため、本県におけるオーエスキー病(以下「本病」という。)の発生予防及びまん延防止対策について、国が策定したオーエスキー病防疫対策要領(平成3年3月22日付け3畜A第431号畜産局長通知、以下「国要領」という。)と合わせ必要な事項を定めるものである。

第2 本病の性質

本病は、豚ヘルペスウイルス1(以下「ウイルス」という。)を原因とし、妊娠豚での異常産並びに哺乳豚での神経症状及び高い死亡率を主徴とする家畜伝染病予防法(平成26年法律第166号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する届出伝染病である。本病の特徴として、発症後回復した豚(いのししを含む。以下同じ。)又は感染しても症状を示さなかった豚(以下「潜伏感染豚」という。)では、感染抗体が産出されているにもかかわらずウイルスが豚の体内で不活性化した状態で維持されるという潜伏感染が成立する。潜伏感染豚は、妊娠や輸送等によりストレスが加わると体内でウイルスの再活性化が起こり、本病を発症することは多くないものの、ウイルスを排出することから、他の豚への感染源となる。このため、本病の発生予防・まん延防止並びに清浄化を推進するためには、臨床症状を呈している豚(以下「発症豚」という。)の摘発・とう汰のみならず、潜伏感染豚の早期更新も実施する必要がある。

第3 基本方針

1 基本的な防疫対策

本県は第5のモニタリング検査(以下単に「モニタリング検査」という。)により清浄度の確認を行い清浄県を維持するものとする。なお、浸潤県となった場合には、本病ワクチンを活用しつつ、モニタリング検査及び第7の1に定める清浄度確認検査(以下単に「清浄度確認検査」という。)の実施並びに本病の野外ウイルスに感染した豚(発症豚及び潜伏感染豚をいう。以下「野外ウイルス感染豚」という。)の早期更新の実施により本病の清浄化を図ることとする。

2 ワクチンの考え方

本病ワクチンについては、接種により発症の抑制及び野外ウイルス感染豚からのウイルス排出量を低減させる効果が期待されるものの、感染及びウイ

ルスの排出を完全に防ぐ効果はないという特性があることから、以下の点を厳守して使用する

(1) 使用目的

本病の発生予防及びまん延防止を図りつつ清浄化を推進することを目的とする。

(2) 使用条件

原則として、本病の浸潤地域(清浄地域でない地域をいう。以下同じ。)においてのみ使用することとする。ただし、3の(1)の熊本県オーエスキー病防疫協議会(以下「県防疫協議会」という。)及び3の(2)の地域オーエスキー病防疫協議会(以下「地域防疫協議会」という。)が、その周辺地域で野外ウイルス感染豚が複数確認されるなどによりウイルスの侵入リスクが高く、ワクチン接種が必要と認めた場合に限り、清浄地域においても使用できることとする。

(3) 使用するワクチンの種類

ワクチンを使用した場合には、野外ウイルス感染豚をワクチン免疫豚(野外ウイルスに感染しておらず、ワクチン免疫のみが賦与された豚をいう。以下同じ。)と区別する必要があるため、使用するワクチンは、g 欠損タイプに限定することとする。

3 防疫推進体制

本病の清浄化に向けた防疫対策を的確かつ円滑に推進するため、豚の所有者、養豚関係団体と連携し、県防疫協議会を設置する。さらに、地域における本病の清浄化対策を円滑かつ的確に推進するため、県防疫協議会の下に、清浄化対策を推進している家畜保健衛生所(以下「家保」という。)ごとに地域防疫協議会を設置する。

なお、地域防疫協議会内で異なる防疫対応を推進する必要がある場合には、市町村等オーエスキー病防疫協議会(以下「市町村等防疫協議会」という。)を設置することができる。

(1) 県防疫協議会

ア 構成員は、熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県農業共済組合、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県養豚協会、熊本県獣医師会、熊本県畜産協会、熊本県農業研究センター畜産研究所、家保及び熊本県農林水産部生産経営局畜産課とする。また、必要に応じて、上記構成員以外の者も加えることができるものとする。

イ 事務局は、熊本県畜産協会に置くものとする。

ウ 会長は、熊本県畜産協会長とし、会議は、必要に応じて会長が召集す

る。

エ 県防疫協議会では、国要領及び熊本県オ・エスキ・病防疫対策実施要領（以下「県要領」という。）に基づき、県下の清浄化に向けた防疫対策について検討を加えるものとする。

（２）地域防疫協議会

ア 構成員は、豚の所有者、農業協同組合、畜産農業協同組合、熊本県獣医師会支部、地区家畜自衛防疫促進協議会、農業共済組合支所、市町村、県広域本部又は地域振興局及び家保とする。また、必要に応じて上記構成員以外も加えることができるものとする。

イ 事務局は、原則として地区家畜自衛防疫促進協議会に置くものとする。

ウ 会長は、原則として地区家畜自衛防疫促進協議会長とし、会議は必要に応じて会長が召集する。

エ 地域防疫協議会では、県防疫協議会の検討結果を受けて地域の清浄化に向けた防疫対策について検討を加えるものとする。

（３）市町村等防疫協議会（必要に応じ設置）

ア 構成員は、豚の所有者、農業協同組合、畜産農業協同組合、熊本県獣医師会支部、地区家畜自衛防疫促進協議会、農業共済組合支所、市町村、県広域本部又は地域振興局及び家保とする。また、必要に応じて上記構成員以外も加えることができるものとする。

イ 事務局は、原則として市町村畜産主務課に置くものとする。

ウ 会長は、原則として市町村長とし、会議は必要に応じて会長が召集する。

エ 市町村等防疫協議会では、地域防疫協議会の検討結果を受けて地域の清浄化に向けた防疫対策について検討を加えるものとする。

第４ 防疫措置

１ 発生予防対策

（１）豚の所有者の対応

ア 豚の所有者は、本病の侵入防止のため、法第１２条の３に基づく飼養衛生管理基準を踏まえ、日常の飼養衛生管理の徹底に努めるものとする。

イ 豚の所有者は、家保が行う本病の野外ウイルス抗体が存在しないことを確認できる検査（以下「抗体検査」という。）を積極的に受けるとともに、必要に応じて抗体検査を家保に依頼するものとする。

ウ 豚の所有者は、本病の浸潤地域からの豚の導入は避け、清浄地域（第７の４の（４）（５）の清浄化監視段階及び（６）の清浄段階にある地域をいう。以下同じ。）からワクチン接種を行っていない豚を導入する

ものとする。

エ 導入後は隔離観察を行い、3の(2)に基づき必要に応じて抗体検査により陰性を確認し、本病の清浄性を維持するものとする。

オ 豚の所有者及び養豚関係者は、本病を疑う異常豚を発見した場合には速やかに獣医師又は家保に連絡するものとする。

カ 密飼いの防止、換気等の飼養環境条件の整備等に努めるものとする。

(2) 家保の対応

ア 家保は、関係機関及び関係団体等と連携を密にして、本病の防疫について豚の所有者及び養豚関係者等を指導するものとする。

イ 家保は、計画的に抗体検査を実施し、モニタリング検査及び清浄度確認検査の実施並びに野外ウイルス感染豚の早期発見に努めるものとする。

ウ 家保は、関係機関及び関係団体等との連絡を密にして、本病についての情報収集に努めるものとする。

(3) 関係者の対応

ア 県、市町村、畜産関係団体等の畜産関係者は、自ら消毒設備、機材を準備するなど、飼養衛生管理基準に定められた項目を確実に遵守することをはじめ、家保及び獣医師との連絡を密にして本病の侵入防止対策に万全を期すものとする。

2 まん延防止対策

(1) 清浄地域における発生時の対応

ア 農場、獣医師及び家保の対応

(ア) 農場の対応

a 豚の所有者及び養豚関係者は、異常豚を発見した場合には速やかに獣医師又は家保に連絡するものとする。また、野外ウイルス感染豚が確認された場合には、速やかに家保に通報を行い、モニタリング検査及び清浄度確認検査により、農場内の浸潤状況の把握を行うものとする。

(イ) 獣医師の対応

a 獣医師は、豚の所有者及び養豚関係者から異常豚を発見した旨の連絡を受けた場合には、速やかに家保に届けるものとする。

b 獣医師は、本病の発症豚及び本病にかかっている疑いがある豚並びに野外ウイルス感染豚を発見した場合には、速やかに家保に届け出るものとする(法第4条第1項の届出)。

(ウ) 家保の対応

a 家保は、(ア)、(イ)の通報を受理した場合には、直ちに当該農場

に立入検査を行い、当該豚の病性鑑定を実施するとともに、当該農場の飼養豚について本病の野外ウイルス感染豚及びワクチン免疫豚が存在しないことが確認できる抗体検査を実施するものとする。また、当該農場と疫学的に関連のある農場及び地域防疫協議会が必要と認めた周辺農場についても、同様に立入検査を実施し、必要に応じて病性鑑定及び抗体検査を実施するものとする。

- b 家保は、生産者に対し、発症豚の摘発・とう汰のみならず、潜伏感染豚の早期とう汰を指導する。
- c 家保は、当該農家と疫学的に関連のある農場について立入検査並びに抗体検査を行い、迅速かつ的確に防疫措置を行うものとする。
- d 当該農場と疫学的に関連のある農場が他の都道府県にある場合には、本県畜産課を通じ当該都道府県にその旨を連絡する。

イ 発生農場における防疫措置

(ア) 豚の所有者は、野外ウイルス感染豚が摘発された場合には、直ちに隔離の上、速やかなとう汰に努めるとともに、農場消毒の徹底、人及び車両等の出入りを制限し、まん延防止に努めるものとする。

また、第7の1の(3)のC検査と同等以上の信頼度を有する検査(以下「C検査等」という。)により農場内の野外ウイルス感染豚を摘発し、本病のまん延防止を図るため積極的に早期更新を実施するものとする。

(イ) 家保は、当該農場の飼養豚について、摘発後14日以降30日までに実施されたC検査等により、野外ウイルス感染豚が確認されない場合、防疫措置を完了したものとする。

(ウ) 飼養豚全頭の早期とう汰を行った場合は、とう汰終了後おおむね1カ月間空舎期間を設定し、清掃及び消毒を徹底するものとする。当該期間経過後は、野外ウイルス抗体及びワクチン抗体について陰性の豚(以下「抗体陰性豚」という。)であるおとり豚を各豚舎当たり14頭以上導入し、おおむね1カ月経過後抗体検査を実施し、当該豚全頭が抗体陰性であることを確認した場合は、清浄化したものとみなし、豚の導入を開始することができるものとする。

(エ) 家保は、当該農場について、(イ)の検査で野外ウイルス感染豚が確認されなかった場合であっても、県防疫協議会及び地域防疫協議会が必要と認めた期間中は、モニタリング検査の対象農場とするとともに、当該農場の周辺農場及び疫学関連農場についても同様に監視を行う。

(オ) 当該農場は、野外ウイルス感染豚の更新が困難である場合又は野

外ウイルス感染豚が新たに確認された場合には、第7の4(2)及び(3)の清浄化対策強化段階・前期及び後期の清浄化対策を講じるものとし、ワクチンを飼養豚全頭に接種しつつ、野外ウイルス感染豚の摘発・更新やオールインオールアウト等による豚群の早期の計画的な更新、2の(1)のイの防疫措置の確実な実施により清浄化を進めるものとする。

(2) 浸潤地域における発生時の対応

豚の所有者は、発症豚を発見した場合には、直ちに獣医師又は管轄の家保に通報し、野外ウイルス感染豚の速やかなとう汰に努めるとともに、2に定める地域の清浄化段階に応じた清浄化対策を講じるものとする。

3 導入時の防疫措置

本病の侵入を防止するため、豚又は精液を導入する者は、導入元と協力し、次に掲げる措置を確実に講じるものとする。

(1) 精液は、次のアからウまでに掲げる条件を満たしているものを導入するものとする。

ア 種雄豚は清浄地域で飼養され、かつ、これまでに野外ウイルス感染豚が飼養されている農場の子取り用雌豚と自然交配に供されたことがないこと。

イ 種雄豚は、採精前30日以内に本病の抗体検査を受けた清浄豚(本病ワクチンを接種しておらず、かつ、野外ウイルス感染豚以外の豚をいう。以下同じ。)であること。ただし、それ以前に抗体検査の結果、清浄豚であることが確認されており、その後、新規導入豚がないこと等疫学的に本病に感染していないと判断されるものにあつては、この限りでない。

ウ 精液の希釈液及びカテーテル、ボトル等は、本病ウイルスに汚染されたおそれのないものを使用すること。

(2) 導入豚は、導入元農場が所在する地域における各農場の防疫状況及び本病の浸潤状況を踏まえた現状段階(以下「ステータス」という。)を確認の上、清浄地域から清浄豚を導入するものとする。ただし、清浄地域から導入することが困難な場合には、浸潤地域であっても、C検査等による抗体検査により野外ウイルス感染豚の飼養が確認されていない農場からは導入することができるものとする。

なお、浸潤地域及び清浄化監視段階の地域からの豚の導入に際しては、必要に応じ、4の(1)の抗体陰性証明書添付又は導入元農場における当該C検査等の結果を確認するものとする。

また、導入豚は、原則としておおむね3週間の隔離観察を行うこととし、

浸潤地域及び清浄化監視段階の地域からの導入豚については、隔離観察を開始後、おおむね2週間後に繁殖豚にあっては全頭、肥育豚にあっては第7の1の(1)のA検査による抗体検査により陰性を確認するものとする。

なお、当該導入豚について、隔離観察期間中に本病の野外ウイルス感染豚が摘発された場合には、当該農場において、当該野外ウイルス感染豚の速やかなう汰、当該導入豚が飼養されている豚舎の同居豚全体について抗体検査により野外ウイルス感染豚でないことを確認すること等のまん延防止対策を講じるものとする。それらまん延防止対策が適切に講じられた場合にあっては、地域の清浄化段階へは影響を与えないものとする。

4 出荷時の防疫措置

豚の所有者は、次に掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防及びまん延防止に努めるものとする。なお、野外ウイルス感染豚の流通は、本病ウイルスの主要な伝播経路と考えられることから、豚の所有者は、C検査等による抗体検査により野外ウイルス感染豚の飼養が確認されていない農場において飼養されている豚を除き、浸潤地域から清浄地域へのお荷を行わないものとする。

(1) 繁殖豚(子取り用雌豚、種雄豚及びそれらの候補豚をいう。以下同じ。)

の県内家畜市場へのお荷は、家保又は民間検査機関における抗体検査により清浄豚であることが確認され、かつ、抗体陰性証明書を添付されたもののみとする。

(2) 本病ワクチンを接種した肥育素豚の県内家畜市場へのお荷については、原則として認めない。また、本病ワクチンを接種した繁殖豚を農場へお荷する場合及び本病ワクチンを接種した肥育素豚を県外家畜市場又は農場へお荷する場合については、本病の免疫賦与期間であるワクチン接種後2週間を経過した後に行うものとする。

また、ワクチンを接種した繁殖豚を農場へお荷する場合にあっては、ワクチン免疫豚について、その旨を表示した上で清浄豚と明確に区別してお荷するものとする。

なお、ワクチンを接種した母豚から生産された繁殖候補豚のC検査等は、本病の移行抗体の消失時期がおおむね14週齢であることから、おおむね14週齢を経過した後に行うものとする。

(3) 豚の所有者は、お荷する豚のワクチン接種歴及び当該農場の清浄化段階を評価するための検査結果等をお荷時に家畜市場等へ提供するよう努めるものとする。

(4) 野外ウイルス感染豚の所有者は、本病の伝播を防ぐため、農場からと畜場や他の農場へのお荷に際し、搬入時及び搬出時の車両、器具機材、手

指、作業衣、作業靴等の消毒の徹底を図るものとする。また、集荷作業者に対しても同様の消毒を徹底するよう依頼するものとする。なお、抗体陽性豚のと畜場出荷については、原則として「オーエスキー病抗体陽性豚の食肉センター利用に関する基本方針」（平成2年6月16日策定）に従い実施することとする。なお、その際は、と畜場関係機関との事前の協議を行うこととする。

第5 モニタリング検査

県は、地域における本病の浸潤状況を的確に把握するため、抗体検査によるモニタリング検査を実施し、本病の清浄度の確認を行うものとする。

検査は、県内50戸の農場を対象とし、繁殖豚を出荷する農場等、県が防疫上重要と考える農場を中心に検査農場を選定する。

検査頭数は、飼養頭数に関係なく原則として、1戸当たり少なくとも14頭を無作為に抽出して行うものとする。

第6 清浄段階別防疫対策

1 県全体が清浄段階である場合の防疫対策

県は、第5のモニタリング検査を行いつつ、豚の所有者に対して、飼養衛生管理基準と本要領の第3の1に基づく基本的な防疫措置を遵守し、清浄地域からの清浄豚の導入等の基本的な防疫措置を確実に講じるよう指導を徹底し、本病ウイルスの侵入防止の徹底を図る。

2 浸潤地域における防疫措置

1に規定する措置に加え、豚の移動等による本病の侵入及びまん延防止を適切に図りつつ、第7に基づく防疫措置を講じるとともに、野外ウイルス感染豚が確認された場合には、当該豚を速やかにとう汰する等の防疫措置を的確に講じるものとする。

第7 地域におけるステータスに応じた防疫措置

1 清浄度確認検査

家保は3の(2)によるステータスの変更に必要な情報を提供するため、以下の方法により、清浄度確認検査を行う。

検査対象豚は、農場の全飼養豚群を対象に統計学的手法に基づき、無作為抽出により抽出するものとする。

抽出検査する頭数は、豚群の規模に応じて、清浄度確認の信頼度と豚群の抗体保有率を設定することによって決定され、抽出された豚が全て抗体陰性と判定された場合、設定条件において抗体陰性豚群と判断される。本要領

においては、信頼度は95%を、抗体保有率は20%、10%又は5%を用いて、豚群の清浄度を確認することとする。

検査は、繁殖豚及び本病の移行抗体の消失時期を考慮した月齢の高い肥育豚を対象とする。なお、一貫経営農場においては、検査対象豚の抽出に当たっては、繁殖豚がその半数以上となるよう努めるものとする。

(1) A検査

抗体保有率が少なくとも20%である豚群に対して信頼度95%の確率で抗体陽性豚が摘発できる検査で、豚群の規模に応じて無作為に抽出検査しなければならない頭数は次に示したとおりとする。

飼養豚 14頭未満の豚群・・・全頭

飼養豚 14頭以上の豚群・・・14頭

(2) B検査

抗体保有率が少なくとも10%である豚群に対して信頼度95%の確率で抗体陽性豚が摘発できる検査で、豚群の規模に応じて無作為に抽出検査しなければならない頭数は次に示したとおりとする。

飼養豚 22頭未満の豚群・・・・・・・・全頭

飼養豚 22頭以上 49頭までの豚群・・・22頭

飼養豚 50頭以上 99頭までの豚群・・・26頭

飼養豚 100頭以上200頭までの豚群・・・27頭

飼養豚 201頭以上999頭までの豚群・・・28頭

飼養豚 1000頭以上の豚群・・・・・・・・29頭

(3) C検査

抗体保有率が少なくとも5%である豚群に対して信頼度95%の確率で抗体陽性豚が摘発できる検査で、豚群の規模に応じて無作為に抽出検査しなければならない頭数は次に示したとおりとする。

飼養豚 35頭未満の豚群・・・・・・・・全頭

飼養豚 35頭以上 49頭までの豚群・・・35頭

飼養豚 50頭以上 99頭までの豚群・・・45頭

飼養豚 100頭以上200頭までの豚群・・・51頭

飼養豚 201頭以上999頭までの豚群・・・58頭

飼養豚 1000頭以上の豚群・・・・・・・・59頭

2 清浄度確認条件及び清浄性確認農場の定義

(4)及び4において、次に掲げる条件を清浄性確認条件といい、当該条件を全て満たした農場を清浄性確認農場という。

(1)農場において確認された野外ウイルス感染豚が全てとう汰されていること。

- (2) 繁殖豚全頭(過去の清浄度確認検査により野外ウイルス感染豚でないことが確認されており、かつ、ワクチンの接種状況等から新たに感染していないと考えられる繁殖豚は除く。)の検査及びと畜場採血等による出荷肥育豚のA検査又はこれらの検査と同等以上の信頼度を有する検査の結果、野外ウイルス感染豚が確認されていないこと。
- (3) 清浄豚の導入に必要な第4の3の対策が十分に実施されていることを県防疫協議会及び地域防疫協議会が確認していること。
- (4) 清浄度確認検査及び清浄性確認条件を満たすための検査は、家保による検査のほか、民間獣医師による採血や家保への検査結果の提供を前提とした民間検査機関による検査等を活用できるものとする。

3 地域におけるステータスの設定

- (1) 県畜産課は、地域内の全農場の全ての飼養豚に対する飼養衛生管理の実施状況及び抗体検査の結果に基づき、原則として市町村単位を1つの地域区分として、4の(1)から(6)までのいずれかのステータスを設定する。ただし、豚の流通・導入、人の移動、飼料・資材等の流通、農場の分布密度、地理的条件等の疫学的な関連、各地域の清浄化の進捗状況を踏まえ、本病の清浄化を円滑かつ的確に推進するため地域区分を変更する必要があると判断した場合には、地域防疫協議会と協議を行い、地域区分を変更できるものとする。
- (2) 地域防疫協議会は、地域が(1)に基づき設定されたステータスと異なるステータスの要件を満たすに至った場合には、地域防疫協議会において協議の上、県防疫協議会を通じて県畜産課に報告する。県畜産課は、この報告を踏まえ、当該地域のステータスを変更することとし、動物衛生課に報告するものとする。県畜産課は、清浄化段階ごとの地域区分を養豚業者、関係団体、各都道府県等の関係者が共有できるようその情報を提供するものとする。

4 段階とステータスの要件

県畜産課が3の(1)又は(2)の規定に基づき設定するステータスは、清浄度の低いものから清浄度の高い順に、清浄化対策準備段階(ステータス)、清浄化対策強化段階・前期(ステータス・前期)、清浄化対策強化段階・後期(ステータス・後期)、清浄化監視段階・前期(ステータス・前期)、清浄化監視段階・後期(ステータス・後期)及び清浄段階(ステータス)とし、その要件は、それぞれアからオまでに定めるとおりとする。県は、いずれのステータスにおいても最終的にはステータスを目指すものとし、目標を早期に達成するように計画を立案するとともに、その推進をはかるものとする。地域のステータスは、地域内の清浄度が最も低い農場のもの

とするが、可能な限り各農場間のステータスに差が生じないように留意する。

なお、清浄地域において、野外ウイルス感染豚が摘発された場合には、当該農場において、第4の2の(1)のイにより、適切なまん延防止対策が講じられ、防疫措置が完了した場合に限り、地域のステータスへは影響を与えないものとする。

- (1) 清浄化対策準備段階(ステータス)
 - (2) から(6)までに定めるステータスの要件に該当する地域以外の地域であること。
- (2) 清浄化対策強化段階・前期(ステータス ・前期)
 - ア 地域防疫協議会が設置されていること。
 - イ 全ての農場において最低年1回A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査(以下「A検査等」という。)を実施し、野外ウイルス感染豚の浸潤状況が把握できていること。
- (3) 清浄化対策強化段階・後期(ステータス ・後期)
 - ア 地域防疫協議会が設置されていること。
 - イ 清浄性確認農場を除く全ての農場について、少なくとも1年間継続してワクチンが接種されていること。
 - ウ 全ての農場について、最低年1回A検査等を実施し、ワクチン免疫豚の存在が確認されていること。
 - エ 野外ウイルス感染豚の早期更新に努めていること。
- (4) 清浄化監視段階・前期(ステータス ・前期)
 - ア 地域防疫協議会が設置されていること。
 - イ 全ての農場について、最低年1回A検査等を実施し、野外ウイルス感染豚が確認されていないこと。
 - ウ イのA検査等のほか、地域内で行った病性鑑定等においても、野外ウイルス感染豚が確認されていないこと。
 - エ 全ての農場について、清浄性確認条件を満たしていること。
- (5) 清浄化監視段階・後期(ステータス ・後期)
 - ア 地域防疫協議会が設置されていること。
 - イ 全ての農場について、最低年1回A検査等を実施し、野外ウイルス感染豚が確認されていないこと。
 - ウ イのA検査等のほか、地域内で行った病性鑑定等においても、野外ウイルス感染豚が確認されないこと。
 - エ 全ての農場について、清浄性確認条件を満たしていること。
 - オ 全ての農場について、ワクチンの接種が中止されていること(ワク

チン接種後1か月以内に、取り扱う全ての豚にワクチン接種を義務付けている家畜市場又は浸潤地域に所在する農場に、の4の(2)の規定に従って出荷する豚のみにワクチンを接種する場合であって、県防疫協議会及び地域防疫協議会が必要と認めたものを除く。)。

(6) 清浄段階(ステータス)

ア 地域防疫協議会が設置されていること。

イ 全ての農場について、清浄性確認条件を満たしていること。

ウ 全ての農場について、ワクチンの接種が中止された後、最低年2回のB検査又は最低年1回のC検査を実施し、野外ウイルス感染豚が1年間確認されなかったこと(ワクチン免疫豚がステータス・前期以前から飼養されていたことが確認できる場合を除く。)。

第8 ワクチンを応用した清浄化の推進

1 接種票等によるワクチン接種

(1) ワクチンを接種する獣医師は、動物用医薬品販売業者(以下「販売業者」という。)からのワクチンの購入に先立ち、豚の所有者が記入した別紙1のオーエスキー病ワクチン接種票(以下「接種票」という。)を地域防疫協議会に提出する。

(2) 地域防疫協議会は、獣医師から提出された接種票の内容を確認後、確認を了した旨の記名押印を行い、当該獣医師に渡すものとする。

(3) 獣医師は、接種票を提示して販売業者に注文を行い、販売業者は、獣医師から提出された接種票に地域防疫協議会の記名押印がなされていることを確認の上、接種票に記名押印し、ワクチンを販売する。

(4) ワクチン接種を行った獣医師は、豚の所有者とともに接種票にワクチン接種を終了した旨の記名押印を行い、地域防疫協議会へ提出し、地域防疫協議会は接種票の写しを県防疫協議会へ提出するものとする。

(5) ワクチン接種を県防疫協議会及び地域防疫協議会が自ら実施する場合にあっては、(1)から(4)までに掲げる手続によらず、当該団体が、別紙2の台帳の作成に必要な事項を記録した書面を作成し、接種票と同様に取り扱うものとする。

2 処方せん、指示書又は獣医師の診療によるワクチン接種

獣医師(本病の清浄化に向けた取組を行う獣医師であって、当該農場の定期的な診察を行い、飼養豚の健康状態を常に熟知し、農場の衛生管理対策、疾病防除対策を実施する獣医師をいう。以下同じ。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づき、動物用生物学的製剤の処方せん又は指示書(以下「指示書」

という。)を発行する場合には、獣医師法(昭和24年法律第186号)により自ら診察した上でこれを行い、当該診療に関する事項を診療簿に記載しなければならない。また、獣医師自らが診療に伴いワクチン接種を行う場合も診療簿に必要な事項を記載しなければならない。

県は、本病の特性からワクチンの不適切な使用は本病のまん延につながることから、獣医師が指示書によるワクチン接種を行う際の確実な診察等を確保するため、指示書を発行した獣医師が、ワクチン接種の都度、接種対象豚の診察を行い、診療簿に記載していること、販売業者及び養豚業者が指示書に基づく適切な流通及び使用が確保されていることを立入検査により、必要に応じて確認するものとする。

なお、県は、立入検査等により、ワクチンの適切な流通及び適正な使用が図られていないことを確認した場合には、接種推進農場名及び所在地、推進書の有効期間その他必要な事項を記載した別紙3-1又は3-2のオーエスキー病ワクチン接種推進書(以下「接種推進書」という。)の発行停止等の措置を講ずるものとする。

- (1) 県防疫協議会等は、本病の清浄化を目的としたワクチン接種が必要と判断される地域内の豚の所有者であって、1の接種票によるワクチン接種が困難な場合には、接種推進書を豚の所有者又は獣医師宛てに発行するものとする。
- (2) 接種推進書が発行された豚の所有者又は獣医師は、販売業者からワクチンを購入する際、接種推進書を提示するとともに、別紙4のオーエスキー病ワクチン接種確認書(以下「接種確認書」という。)を販売業者に提出する。また、指示書の発行を受けた豚の所有者にあつては獣医師の指示書についても販売業者に提出する。
- (3) 販売業者は、指示書又は接種推進書に必要事項が記載されていること及び記名押印又は署名がなされていることを確認した上で、接種確認書に記名押印又は署名及び販売数量を記入し、ワクチンの販売を行う。
- (4) 指示書を発行した獣医師は、豚の所有者とともに指示の対象となった頭数とワクチン接種実績が相違ないことを確認し、診療簿に記載した上で、指示書の写し又は豚の所有者と当該獣医師が記名押印又は署名した接種確認書を地域防疫協議会へ提出する。また、診療に伴いワクチン接種を行った獣医師についても、その内容を診療簿に記載した上で、豚の所有者と当該獣医師が記名押印又は署名した接種確認書を地域防疫協議会へ提出する。

3 ワクチン接種状況等の把握

- (1) 地域防疫協議会は、1の(1)により獣医師から接種票の提出があつた

場合には、その写しを、2の(4)により獣医師から指示書の写し又は接種確認書の提出があった場合には、その写しを県防疫協議会等に送付する。

- (2) 県防疫協議会等は、地域防疫協議会から送付のあった接種票又は接種確認書を取りまとめ、管内のワクチン接種状況について別紙2の台帳を作成するとともに四半期ごとに別紙5によりワクチンの接種状況を取りまとめ、県畜産課へ報告するものとする。
- (3) 県は、動物衛生課の求めに応じて管内のワクチンの使用状況について、別紙6により動物衛生課に報告するものとする。

第9 野外ウイルス感染豚を飼養する農場に関する情報を活用した衛生指導

1 県による情報提供

- (1) 県は、以下のアからウまでのいずれかに該当する農場（以下「対象農場」という。）の情報（農場名、所在地、経営形態等）を県防疫協議会及び対象農場が所在する地域の地域防疫協議会に提供した上で、対策の徹底を図るよう求めるものとする。

ア 過去に実施した検査で野外ウイルスに感染した繁殖豚の存在が確認されており、当該繁殖豚の全頭とう汰の終了が確認されておらず、かつ、ワクチン接種の実施が確認されていない農場

イ 新たに本病の発生又は野外ウイルス感染豚の存在が確認された後、1か月が経過しても野外ウイルスに感染した繁殖豚（発症豚を含む。）の全頭とう汰又はワクチン接種を開始していない農場

ウ その他、オーエスキー病防疫技術検討会又は県防疫協議会が本病のまん延防止対策を徹底する上で情報提供することが必要と認めた農場。

また、と畜場、同一のと畜場に出荷している農場、化製場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係者（以下単に「畜産関係者」という。）に対しても対象農場の情報を提供し、交差汚染の防止に必要な措置を講じるよう求めることとする。畜産関係者が他の都道府県に所在する場合には、当該畜産関係者が所在する都道府県を介して情報提供を行う。

- (2) (1)の情報提供後、当該農場が対象農場でなくなった場合には、県防疫協議会、当該農場が所在する地域の地域防疫協議会及び畜産関係者に対して、その旨を情報提供する。

2 農場による情報提供の要請

県は、対象農場の豚の所有者に対し、本病の野外ウイルス感染豚が農場内に存在する可能性が高く、本病を他の農場に拡げるおそれがあることを十分に説明した上で、衛生管理区域に出入りする立入業者（ガス業者、建設業

者等)に対して出入り時の消毒の徹底等のまん延防止対策を周知するよう当該豚の所有者に求める。

3 提供された情報の取扱い

(1) 1の(1)の情報提供を受けた畜産関係者は、家保の指導に従い、適切なまん延防止対策の徹底を図る。

(2) 県は、対象農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報提供を受ける県防疫協議会、農場が所在する地域の地域防疫協議会及び畜産関係者に対し、当該情報提供が、本病のまん延防止を目的として行われるものであることを説明し、提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用したり、他者に漏えいさせたりすることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、提供を受けた情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

また、当該情報提供後、ワクチン接種の実施等により当該農場が対象農場でなくなったことについて県防疫協議会、当該農場が所在する地域の地域防疫協議会及び畜産関係者に対して情報提供する際には、併せて、以前提供した当該農場の情報の破棄を徹底するよう指導する。

附則 この要領は平成3年7月16日より施行する。

附則 この要領は平成9年1月24日より施行する。

附則 この要領は平成20年7月18日より施行する。

附則 この要領は平成24年9月28日より施行する。

附則 この要領は平成30年6月25日より施行する。